

**地方創生推進交付金事業**  
**令和2年度『共創によるまちづくり推進事業』業務仕様書**

**1. 業務名**

地方創生推進交付金事業 令和2年度『共創によるまちづくり推進事業』業務

**2. 摘要**

西都市（以下「甲」という。）が発注する「共創によるまちづくり推進事業」（以下「本事業」という。）を受託する者（以下「乙」という。）について、必要な事項を定めるものである。

**3. 本事業の目的**

中心市街地は西都市の個性を集約的に体現してきた場所であり、地域住民の生活や文化を担う基盤であるため、人口減少、高齢化による後継者問題に柔軟に対応しつつ、にぎわいを持続的に創出していく必要がある。本事業は、これからの中心市街地のためにも、創業、事業承継支援を行いつつ、人々が居心地を求めて集うためのまちづくりを進めていくことを目的に実施する。

なお、本事業は、地域再生法に基づき令和2年3月に国から認定を受けた地域再生計画「住んでみたい、そして住み続けたい「西都市の暮らし」魅力発信・移住定住促進事業」（以下「本地域再生計画」という。）に基づく業務であり、令和2年度地方創生推進交付金を活用して実施する。

**4. 交付金事業全体の目的**

本市の人口は、1960年（昭和35年）の50,948人をピークに減少を続け、2015年（平成27年）には30,683人となった。人口減少は、消費市場や経済規模の縮小、地域活動の担い手不足、商店街の賑わいの喪失など市民生活に様々な影響を及ぼしているが、国立社会保障・人口問題研究所によると2040年（令和22年）の人口は19,922人と推計され、今後ますます厳しい状況になることが見込まれている。

一方、様々な調査等では、若い世代や子育て世代の住環境として優れているという分析結果も出ている。

また、人口シミュレーションの結果、本市では自然増減より社会増減の影響度が高いことから、社会減対策として転入促進と転出抑制策に取り組むことが効果的であることが分かった。

そこで、本市の持つ「住みよさ」という強みを生かした移住施策に取り組むとともに、市民生活の中心となる市街地の活性化により住みよさの魅力を高め、将来にわたって住み続けたいと思える西都市づくりを目指す。

## 5. 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

## 6. 委託料

- (1) 10,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。
- (2) 委託料の支払いは、概算とする。
- (3) 対象経費

区 分	内 容
1. 人件費	本事業に直接従事する従業員等の人件費
2. 謝金	講師、専門家等の謝金
3. 旅費	従業員、専門家等の旅費
4. 使用料及び賃借料	施設使用料、家賃、リース料等
5. 需用費	消耗品費、光熱費
6. 広報費	広告宣伝費、リーフレット作成費等
7. 通信運搬費	送料等
8. 委託費	市が特に認めるもの
9. 施設整備費	事務所、リアル店舗に関する改修費等
10. その他	市が特に認めるもの
11. 消費税及び地方消費税	1. ～ 11. の合計10%

- (4) 対象とならない経費

- ①備品購入費
- ②設備費
  - ア 不動産の購入経費
  - イ 車両の購入経費
- ③国や地方公共団体等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費
- ④その他、事業との関連が認められない経費

## 7. 実施事業及び内容

次の事業を一括して実施するものとする。

- (1) まちのリノベーション事業

西都商工会議所が中心となって市街地の活性化を目指すために設立した西都まちづくり協議会において、将来のまちづくりのグランドデザインを作るためのアンケートやワークショップを実施したところ、中心市街地には市民にとってサードプレイス（第3の居場所）<sup>i</sup>となれるような居心地の良さを求める声があった。

そこで、活気と心地よさを併せもった中心市街地のあり方を検証し、まち全体の

リノベーションを戦略的に進めるための「アクションプラン」を策定する。

---

○空き店舗等の実態調査及びデータベース化

不動産会社と連携し、建物所有者の意向等を含め、物件の情報を取りまとめるとともに、創業希望者等への情報提供を行う。

○まちづくりアクションプラン策定

中心市街地のあり方及びまちづくり会社設立について検証を行う。

---

(2) まちのイノベーション事業

創業・事業承継に関する相談支援窓口をまちなかに設置し、相談しやすい環境を整備する。また、窓口では空き店舗の調査・紹介や商工会、商工会議所、地元金融機関等による連携型創業相談支援ネットワークへのあっせんを行い、創業を支援するほか、人材育成に関連するセミナー、ワークショップを実施することで創業希望者やまちづくりの担い手の裾野を広げる取り組みを実施する。

また、起業・出店希望者が試験的にビジネスを行うことができるよう、空き店舗を活用したチャレンジショップを展開する。チャレンジショップでは、地元県立高校と連動し、キャリア教育の場としても活用する。

---

○創業・事業承継支援センター設置、運営

中心市街地に、創業・事業承継の窓口となるセンターを設置し、関係機関と連動し、支援に取り組む。

○空き店舗等利活用事業

上記、まちのリノベーション事業と連動し、創業希望者のチャレンジショップや妻高校のリアル店舗運営等の利活用に取り組む。

○まちづくり人材育成事業

今後のまちづくりを担うプレーヤーの育成につながる事業を実施するとともに関係機関が実施するセミナー等の情報提供を行う。

---

(3) イベント等支援業務

民間団体主催のまちなかで開催されるイベント等の広報支援を実施する。

(4) その他

乙の設置する事務所には、本地域再生計画に基づく業務の一つであるワンストップ移住相談窓口<sup>ii</sup>である「移住支援センター」の併設を予定している。事務所面積の30%を移住支援センターが占有するものとし、乙が負担した事務所家賃、光熱水費、その他諸経費（以下「按分対象経費」という。）については、面積按分により、別途、甲に請求するものとする。このため、按分対象経費については、面積按分せ

ずその全額を支出に計上し、収入予算に移住支援センター家賃等負担金として按分対象経費の30%を計上すること。なお、移住支援センターについては、令和2年9月から令和3年3月までの7ヶ月間占有するものとして計画すること。

(5) 本事業の実施による成果目標 (KPI<sup>iii</sup>)

下記表の各項目について「2020年度増加分 1年目」欄の数値を達成すること。

項目	事業開始前 (現時点)	2020年度 増加分 1年目	2021年度 増加分 2年目	2022年度 増加分 3年目	KPI 増加分の 累計
事業により増加した中心市街地の歩行者数(人)	666	34	50	60	144
支援事業による創業数(件)	15	1	1	2	4

①本事業業務委託において対象とする経費は、地方創生推進交付金の対象経費とする。

②本事業業務委託は2020年度のみ契約であり、2021年度以降の委託は、あらかじめ契約する。ただし、地方創生推進交付金については、2021年度以降は、2020年度の事業実績(KPIの達成度)を踏まえ、額の決定が改めて行われるため、事業実績により減額あるいは交付が行われない場合があり、その際、計画記載業務の見直し、中止の可能性もある。

## 8. 事業費の積算

### (1) 共通事務経費等

- ①人件費(2名分)…………… 社会保険料、時間外勤務手当等含む
- ②事務所家賃…………… 創業・事業承継支援センター(仮称)を兼ねる
- ③事務機等リース…………… コピー機、PC関係
- ④需用費…………… 消耗品費、その他
- ⑤施設整備費…………… 事務所、創業・事業承継支援センター(仮称)
- ⑥光熱水費…………… 事務所、創業・事業承継支援センター(仮称)

### (2) まちのリノベーション事業

- ①謝金及び旅費…………… コーディネーター及び講師謝金
- ②使用料…………… 講演会会場使用料

### (3) まちのイノベーション事業

- ①謝金及び旅費…………… 専門家派遣
- ②空き店舗借料…………… チャレンジショップ、リアル店舗運営

- ③施設整備費…………… チャレンジショップ、リアル店舗運営のための空き店舗改修費等
- ④光熱水費…………… チャレンジショップ、リアル店舗
- (4) その他イベント等支援業務
  - ①広報費…………… イベント実施に係る広告宣伝費支援
  - ②需用費…………… 消耗品費、その他

## 9. 本事業実施に関する基本事項

- (1) 甲の委託事業であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の個人や団体等に有利あるいは不利となる運営をしないこと。
- (2) 利用者の意見を事業実施に反映され、利用者の満足度を高めるとともに、サービスの向上を図ること。
- (3) 事業計画、収支内訳書等に基づき適正かつ効率的な事業運営及び管理を行い、経費の削減に努めること。
- (4) 甲との連携に努めること。

## 10. 実績報告書等の提出

- (1) 本業務完了後、乙は次の項目を含む実績報告書（紙媒体及び電子媒体の両方にて納品）を作成し、業務を完了した日から起算して7日以内に市に提出すること。
  - ①委託業務の実施内容
  - ②委託業務の成果
  - ③制作物（版下データを含む）
  - ④その他参考資料
- (2) 甲は、必要がある場合は、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (3) 関係書類は5年間保存すること。また、甲の求めに応じ、乙は関係書類の提出を行うこと。

## 11. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び疑義がある場合は、双方協議の上定めるものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項であっても、甲が必要と定める軽微な事項については、乙は、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (3) 本事業は、「地方創生推進交付金」を活用し実施するものであり、会計検査院の現地検査時及び同類の検査時には協力すること。

## 1 2. 問い合わせ先

西都市 商工観光課 産業振興係（電話：0983-43-3222）

---

<sup>i</sup>サードプレイス（第3の居場所）

アメリカの都市社会学者であるレイ・オルデンバーグ(Ray Oldenburg)氏が1989年に発表した著書『The Great Good Place』内で提唱した言葉であり、自宅(ファーストプレイス)でも職場・学校(セカンドプレイス)でもない、自分にとって心地の良い時間を過ごせる第三の居場所という意味を持つ。

<sup>ii</sup>ワンストップ移住相談窓口

専任職員を配置した移住を希望する方々の相談窓口を創設。相談窓口においては、土曜、日曜の休日でも相談窓口を受け付ける体制を敷き、居住者向けの着地型イベントの開催や本市の情報発信を行う。

<sup>iii</sup>K P I

Key Performance Indicator の略。重要業績評価指標。